

府県が異なる場合は、通告や届出への具体的な対応は、里親認定を行った都道府県（担当部署）が行います。当該都道府県（担当部署）においては、当該都道府県内の里親への委託状況等を日頃から十分把握しておく必要があります。

事実確認や保護等必要な対応を被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県（担当部署）が行った後、被措置児童等について措置変更等が必要な場合には、措置を行った都道府県が、被措置児童等が在籍する施設等を所管する都道府県（担当部署）と連携を図りながら、対応することとします。

6. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認

都道府県（担当部署）と児童相談所は協力して、虐待を受けていると思われる被措置児童等の安全の確認を速やかに行い、事実を的確に把握します。

その際、必ず複数の職員による体制を組み、対応することとします（都道府県の施設監督担当者と児童相談所のケースワーカーがチームを組むなど）。

また、通告、届出、通知の内容から被措置児童等に対する医療が必要となる可能性がある場合には、施設等を訪問した際に的確な判断と迅速な対応が行えるよう、医療職（嘱託医、保健師等）が立ち会うことも望めます。

一時保護所における虐待の通告、届出、通知があった場合には、当該一時保護を実施している児童相談所の職員以外の職員が調査を行うことや事実確認の段階から都道府県児童福祉審議会委員の協力を得るなど、調査の客観性が担保できる体制となるように配慮することが必要です。

また、同様に県立施設等における虐待についても客観性を担保できるような体制で調査を実施するよう配慮することが必要です。

調査に関しては以下の項目を実施します。

（調査手法の例）

- ・虐待を受けたと思われる被措置児童等や他の被措置児童等への聞き取り
- ・施設職員等への聞き取り
- ・施設等における日誌等の閲覧
- ・被措置児童等の居室等の生活環境の確認

（把握が必要な情報の例）

- ・被措置児童等の状況（被害の訴えの内容、外傷の有無、心理状態等）
- ・当該被措置児童等に対する施設等の対応（医師の診断等を受けている場合には治療の状況、当該被措置児童等へ謝罪等を行っている場合にはその対応状況）
- ・被措置児童等の保護者等に対する施設等の対応
- ・施設等から関係機関への連絡の状況（被措置児童等の措置等を行った都道府県が異なる場合には当該都道府県、事案によっては警察）

- ・他の被措置児童等の虐待被害の有無
- ・他の被措置児童等への影響

なお、聞き取り調査を行う際には、全ての被措置児童等や施設職員等を実施するなど、通告者や届出者が特定できないように十分配慮した方法で実施する必要があります。特に、子どもからの聞き取りでは、二次被害（調査に際しての配慮に欠けた対応によって傷つくこと）が生じないように、子どもの状況や心情に配慮した対応が必要です。また、聞き取りを行う際に、複数の職員が行う場合、質問事項をあらかじめ決めておき、職員の間で差異が生じないように工夫することも必要です。

場合によっては、被措置児童等虐待を行ったと思われる施設職員が聞き取りを拒否したり、事実を認めない場合や、被措置児童等虐待を受けたと思われる子どもが、聞き取りを拒否したりするなどの場合も考えられますが、改めて聞き取りを行う、他の子どもや職員からできるだけ多くの情報を収集するなどの工夫が必要です。また、被措置児童等虐待を受けているかどうかの確証が得られていない状況であっても、通告者や届出者をはじめできるだけ詳細に聞き取りを行い、被措置児童等虐待に該当するかどうか等の判断材料となるよう情報を整理します。

被措置児童等や施設等について把握した状況と事実を踏まえ、都道府県（担当部署）と児童相談所において方針を検討します。

なお、事実が隠蔽されたり、被措置児童等に対する影響があるなどの懸念がある場合には、調査の方法や時期等について慎重な検討が必要となりますが、その場合においても、被措置児童等の安全の確保に十分な配慮が必要です。

7. 被措置児童等に対する支援

事実確認等を踏まえ、被措置児童等虐待の事実が明らかになった場合には、都道府県（担当部署）は児童相談所等と協力し、都道府県児童福祉審議会等の第三者からの意見も取り入れながら被措置児童等に対し、以下のような支援を必要に応じて行います。

- ・虐待を受けた被措置児童等の心情等の聴取と事実の説明
- ・当該被措置児童等や他の被措置児童等の心的外傷の状況の把握と対応
- ・必要な場合には当該被措置児童等や他の被措置児童等の措置変更や一時保護
- ・当該被措置児童等や他の被措置児童等に対し、専門機関や医療機関による支援が必要である場合には支援を受けられるような条件整備
- ・児童同士の間での加害・被害等の問題がある場合には、加害児童へのケア 等

特に、緊急に保護が必要であると認められる場合には、虐待を受けた被措置児童等について直ちに一時保護等の措置を講じるとともに、同じ施設に入所している他の被措置児童等についても、一時保護等の措置や、加害者として特定された職員を指導から外す等の対応の必要がないかを確認し、子どもの安全を確保します。

施設で被措置児童等虐待の事案が発生した場合には、当該施設に入所する他の被措置児童等への影響等があることから、継続した支援を行う体制が必要になることが多いと考えられます。

さらに、都道府県（担当部署）は、被措置児童等（虐待を受けた被措置児童及び必要な場合は当該施設に入所する他の被措置児童）への対応方針を検討し、児童相談所、施設等とよく連携した上で、被措置児童等の保護者に対して対応方針の説明を行い、了解を得ます。

8. 施設等への指導等

被措置児童等虐待の事実確認等を踏まえ、都道府県（担当部署）は、児童相談所等と協力し、都道府県児童福祉審議会等の第三者からの意見も取り入れながら、以下の観点から当該被措置児童等虐待に関する検証を行うこととします。

- ・当該被措置児童等虐待が起こった要因
- ・施設等のケア体制や法人の組織運営上の問題
- ・再発防止のための取組（施設等における関係者への処分、職員への研修、施設や法人における組織・システムの見直し等）

これらの検証を踏まえ、施設等や法人に対し、児童福祉法第46条の規定に基づく権限を適切に行いながら、必要な対応を行います。

再発防止策については、特に、施設の場合は、引き続き入所する被措置児童等への影響や施設職員への影響等にも留意しながら、施設全体として、被措置児童等虐待等の問題が起こりにくい組織・システムとすること等が必要です。

組織・システムの見直しを進める場合には、例えば、法人として子どもの権利擁護に関して詳しい第三者を加えた「検証・改善委員会」を立ち上げる等の対応が求められるところですが、その際には都道府県（担当部署）としても人選などについて協力・アドバイスしたり（例：弁護士、学識経験者、当該法人以外の施設関係者等）、委員会の議論をフォローすること（再発防止に向けた施設の再建の過程での運営への助言や職員のメンタルヘルスへの配慮等についての助言）等が必要です。

また、都道府県において施設に対する指導・勧告・命令等を行うに当たっては、法人が、実際に虐待を行った職員等に対する処分のほか、必要な場合には法人の理事や施設長に対する処分など、組織としてどう対応しているかを踏まえ、行政としての対応を行う必要があります。

都道府県においてこれらの対応を行った後は、速やかに都道府県児童福祉審議会に報告する必要があります。

また、これらの対応については、口頭や文書による指導、勧告、命令等を一度限り行って終わるのではなく、都道府県（担当部署）は、都道府県児童福祉審議会ともよく連携を図りながら、当該施設等や法人のケアのあり方、運営のあり方の見直しの進

捗状況を継続して見守り、確認していく必要があります。最終的には、施設等や法人からの報告を求め、具体的にどのように改善されたか等について実際に確認することが必要です。

<児童福祉法による権限規定>

第30条の2		都道府県知事	小規模住居型養育事業を行う者、里親、児童福祉施設の長、一時保護を行う者に対する必要な指示又は報告徴収
第34条の4	第1項	都道府県知事	小規模住居型児童養育事業を行う者、児童自立生活援助事業を行う者に対する報告徴収、立入検査等
第34条の5		都道府県知事	小規模住居型児童養育事業を行う者、児童自立生活援助事業を行う者に対する事業の制限又は停止命令
第46条	第1項	都道府県知事	児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対する報告徴収、立入検査等
	第3項	都道府県知事	児童福祉施設の設置者に対する改善勧告、改善命令
	第4項	都道府県知事	児童福祉施設の設置者に対する事業停止命令

なお、被措置児童等虐待のうち、身体的虐待は、刑法の「傷害罪」、「暴行罪」にあたり、死に至れば、「殺人罪」や「傷害致死罪」などに問われます。また性的虐待の場合は、「強姦罪」、「強制わいせつ罪」、「準強制わいせつ罪」などに問われます。刑事訴訟法第239条では、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると思科するときは、告発する義務のあることが規定されています。

被措置児童等虐待においては、都道府県（担当部署）が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、子どもの最善の利益の観点から告訴、告発が必要な場合には、躊躇なく判断し、被害者による告訴の支援や行政として告発を行うことが必要です。（なお、被害者による告訴の支援については、二次被害が生じないよう配慮した対応が必要です。）

また、警察との連携については、何かあってから突然に連絡するのではなく、日頃から意見交換等の機会を持ち、円滑な協力関係を作ることが必要です。

被措置児童等虐待事案の対応例

①施設長も含めた複数の職員による体罰、暴言の事案の対応例

発見・通告（届出）	○施設に入所している3名の児童（小学生男児1名、女児2名）が権利ノートに記載されていた児童福祉審議会の連絡先の電話番号に連絡（届出）。児童福祉審議会の事務局である県児童福祉課が届出を受け、児童福祉審議会委員に緊急連絡。
事実確認（調査）	○児童福祉審議会委員の指示の下、県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司は、児童の通っている学校に出向き、事実確認を実施。 ○3名の児童からの聞き取り調査の結果、施設長や指導員2名、保育士3名がたたき、蹴る等の暴力や、暴言等の行為を訴えのあった児童以外の児童にも日常的に行っていたことが確認された。 ○県児童福祉課は、施設長の懲戒権濫用の疑いがあるとして立入調査を実施し、施設長及び職員に調査を実施したところ、虐待行為について事実を認めた。
被措置児童等に対する支援	○最初の訴えを行った児童らは、訴えたことにより不安が高くなり、情緒不安定になったため、児童相談所の児童心理司によるケアを開始した。
児童福祉審議会への報告・意見聴取	○県児童福祉審議会において検証委員会を開催し、今回の事態が起きた背景や施設の管理・指導体制について検証を行い、改善に向けての提言を受けた。
都道府県による指導	○県児童福祉審議会検証委員会の提言を受け、具体的な再発防止に向けての取り組みを実施するよう指導 ・法人に対し改善勧告 ・法人の設置する「検証・改善委員会」の人選や運営等についての助言や参画
施設の対応	○法人及び施設は、県児童福祉審議会検証委員会の提言に基づく県からの指導により、以下の対応や取り組みを実施。 ・臨時に理事会を開催し、施設の指導体制の改善に向けて第三者も含めた「検証・改善委員会」の設置と、施設長の交代と施設長及び職員の処分を決定 ・施設運営についての改善計画書の作成、提出 ・法人の他施設から職員を配置転換するなど指導体制の強化 ・体罰によらない援助技術獲得のための研修の実施
フォロー	○県と児童相談所が協力し、再発防止のための事後指導を実施。 ・県児童福祉課による施設の改善状況の確認 ・児童相談所による被措置児童等の経過観察及び心理ケア ○法人及び施設の「検証・改善委員会」の継続、改善状況の確認

②職員による性的虐待の事案の対応例

発見・通告（届出）	○被害児童（中2女兒）が中学校の教員に施設の男性職員から性的虐待を受けているとの訴えがあり、教員が児童相談所に相談。
事実確認（調査）	○児童相談所は通告の事実について県児童福祉課に連絡。 ○県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司は、児童の通っている学校で事実確認を実施。 ○児童からの聞き取り調査の結果、半年にわたり、性関係を強要されていることが判明。 ○女兒は、事実を打ち明けたことで、その日は施設に帰りたくないと訴えたため、児童相談所の一時保護所で一時保護を開始。 ○県児童福祉課は、施設長に対し当該職員を指導から外すよう指示するとともに、事実関係や他の被害児童がいないかどうかについての報告を求め、施設長から当該職員に確認したところ、当初は否認していたが、被害児童からの具体的な聴取内容について突きつけるとようやく事実を認めた。また、調査の結果、他の児童への被害については確認されなかった。
被措置児童等に対する支援	○被害児童に対しては、被害状況や妊娠及び性感染症について確認するために婦人科の受診をさせるとともに、児童心理司によるケアを実施。 ○被害児童の意向を十分聴取した上で刑事告訴を支援し、後日男性職員強制わいせつ罪で逮捕された。 ○他の入所児童に対し、同様の被害を受けていないかどうか確認するとともに、本件について、被害児童の立場に配慮しつつ説明を行った。
児童福祉審議会への報告・意見聴取	○県児童福祉審議会に報告し、検証委員会を開催し、今回の事態が起きた背景や施設の管理・指導体制について検証を行い、改善に向けての提言を受けた。
都道府県による指導	○検証委員会の提言を受け、具体的な再発防止に向けての取組を実施するよう指導（管理指導体制の改善） ・法人に対し改善勧告
施設の対応	○法人及び施設は、検証委員会の提言に基づく県からの指導により、以下の対応や取り組みを実施。 ・当該職員の処分（懲戒免職） ・施設運営についての改善計画書の作成、提出
フォロー	○県と児童相談所が協力し、再発防止のための事後指導を実施。 ・県児童福祉課による施設の改善状況の確認 ・児童相談所による被措置児童等の経過観察及び心理ケア ・子どもの権利擁護をテーマとした研修会の開催

③他の被措置児童等による身体的虐待と心理的虐待を放置した事案の対応例

発見・通告（届出）	○被害児童（小1男児）が、施設職員に同じ施設に入所している児童（中1男児）から暴力をふるわれ、言葉の暴力もあると相談した。施設職員が加害児童に確認したが事実を否認したため特に指導せず、被害が継続する。小学校の担任が、被害児童の顔面に内出血があることから、被害児童に確認したところ、これまでの経過について担任に話した。校長は施設長に事情を説明し、加害児童への指導をするよう話をしたが、施設長からも加害児童に事実を確認するも否定したため、その後は特に指導をしなかった。その後、再度被害児童が足に怪我をしていたため、担任が確認すると、加害児童から蹴られたと判明し、校長が児童相談所に相談。
事実確認（調査）	○児童相談所は通告の事実について県児童福祉課に連絡。 ○県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司による被害児童からの聞き取り調査の結果、1年間にわたる暴力・暴言の被害を確認。 ○県児童福祉課職員と児童相談所児童福祉司は、施設長及び施設職員に調査。 ○児童相談所児童福祉司は、加害児童に事実を確認したところ、加害行為を否認したが、他の児童に対し、被害を受けていないかどうかについても確認したところ、他の児童も含め数名が加害児童からの暴力被害を継続的に受けていたことが判明した。
被措置児童等に対する支援	○被害児童に対しては、児童心理司による面接と心理検査の実施後、施設の心理療法担当職員が心理ケアを実施。 ○加害児童については、心理検査や行動観察のため一時保護を実施。加害児童は、これまで言わなかった在宅時の父親からの被虐待経験について話し出し、一時保護解除後は施設から児童相談所に通所し、心理ケアを継続的に実施。
児童福祉審議会への報告・意見聴取	○県児童福祉審議会に報告し、検証委員会を開催し、今回の事態が起きた背景や施設の管理・指導体制について検証を行い、改善に向けての提言を受けた。
都道府県による指導	○検証委員会の提言を受け、具体的な再発防止に向けての取り組みを実施するよう指導（管理指導体制の改善） ・法人に対し改善勧告
施設の対応	○法人及び施設は、検証委員会の提言に基づく県からの指導により、以下の対応や取り組みを実施。 ・施設運営についての改善計画書の作成、提出 ・職員研修の実施（テーマ：児童間暴力、児童相談所との連携）
フォロー	○県と児童相談所が協力し、再発防止のための事後指導を実施。 ・県児童福祉課による施設の改善状況の確認 ・児童相談所による被害児童の経過観察と加害児童への心理ケア

9. 都道府県児童福祉審議会の体制・対応

1) 都道府県（担当部署）による都道府県児童福祉審議会への報告

被措置児童等虐待について、事実確認等や被措置児童等の保護等の必要な措置を講じた場合には、都道府県（担当部署）は、以下の事項について都道府県児童福祉審議会へ報告しながら引き続き対応を行います。（児童福祉法第33条の15第2項）

<報告事項>

- ①通告・届出等がなされた施設等の情報
（名称、所在地、施設種別等）
- ②被措置児童等虐待を受けていた児童の状況
（性別、年齢、家族の状況、その他心身の状況）
- ③確認できた被措置児童等虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）
- ④虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種
- ⑤都道府県において行った対応
- ⑥虐待があった施設等において改善措置が行われている場合にはその内容

これらの報告については、数か月に1回程度定期的開催する審議会の場で実施するほか、重大な事案の場合や審議会の委員が求めたときには、緊急に審議会を開催し、報告することが必要です。

2) 都道府県児童福祉審議会による意見、調査等

都道府県児童福祉審議会においては、必要に応じて都道府県の対応方針等について意見を述べます（児童福祉法第33条の15第3項）。

これは、被措置児童等虐待に対する対応等について、専門的・客観的な立場から意見を述べる仕組みを取り入れることで、都道府県によるよりの確な対応が可能となるよう設けられた仕組みです。

都道府県（担当部署）においては、例えば、施設職員等からの聞き取り内容と被措置児童等からの聞き取り内容に乖離がある場合、施設等が調査に拒否的な場合、専門的・客観的な立場からの意見が有効な場合などについて、専門的・客観的な立場からの意見を踏まえて調査・対応を進めることが可能となります。

さらに、都道府県児童福祉審議会は、都道府県（担当部署）や児童相談所だけでは調査が困難な場合や都道府県から報告された事項だけでは不十分な場合等には、必要に応じて、関係者から意見の聴取や資料の提供を求めることができます。（児童福祉法第33条の15第4項）

虐待等の問題が起こったときに、関係者が可能な限り納得し、協力してその解決と施設等における養育・ケアの改善に取り組むことができるよう、都道府県は、積極的に都道府県児童福祉審議会の意見を求めながら、対応を進めることが必要です。

3) 都道府県児童福祉審議会の体制

都道府県児童福祉審議会には大きく分けて4つの役割があります。

- ①被措置児童等虐待の通告・届出を受けること
- ②都道府県の講じた措置等について報告を受けること
- ③必要に応じ、都道府県に対し、意見を述べること
- ④必要に応じ、調査を行うこと

都道府県児童福祉審議会の体制については、

- ①児童福祉、法律、医療等の専門家を含めた数名からなる被措置児童等虐待対応専門の部会を設置する
- ②児童福祉法第27条第6項に規定する措置に関する事項について審議する部会において被措置児童等虐待についても審議する
- ③①、②の部会に被措置児童等虐待対応専門の機動性のある実動チームを置くなどいくつかの方式が考えられます。それぞれの都道府県において実効性が高いと判断した体制で実施します。被措置児童等虐待に関し、専門的・客観的な立場からの意見を必要とする際には速やかな審議ができるよう、可能な限り頻回開催できるような形態を工夫することが必要です。

都道府県児童福祉審議会の委員については、弁護士、医師、児童福祉の専門家（学識経験者、児童福祉行政経験者、児童福祉施設関係者等）も含め、適切に児童の状況や施設の状況を判断できる方になっていただくことが必要です。

また、都道府県児童福祉審議会は、被措置児童等虐待の通告や届出の受理機関となりますが、同審議会の委員が夜間も含めて全ての通告や届出を受けることは困難であると考えられます。

このため、例えば、

- ① 電話受付は審議会事務局が行うが、受理された通告や届出を速やかに委員へ連絡する仕組み
 - ② 審議会から一定の権限を委嘱された者が電話により通告や届出を受理し、軽微な案件については権限の範囲内で対応・事後報告し、重大・困難な事案についてはその都度委員に判断を仰ぐ仕組み
- 等の対応が考えられます。

なお、電話以外にもはがきやメールなどの手段を活用し、委員が速やかにその内容を確認できるようにするなどの仕組みも有効と考えられます。

いずれの場合であっても、一時保護所における虐待に関する通告や届出もあり得ることから、電話受付の際、都道府県児童福祉審議会委員自身が電話を受け付けず、事務局などが受け付ける場合には、都道府県児童福祉審議会事務局（又はその委嘱を受けた者、代理者）という第三者の立場で対応することが求められます。

このほか、一時保護所における虐待に関する通告や届出が行われた場合には、事実確認等の段階から都道府県児童福祉審議会の委員や第三者のより積極的な協力を求めることが考えられます。

・神奈川県（かながわ子ども人権相談室事業）

